

高松市賃借料情報

高松市農業委員会

令和6年3月29日から令和7年10月31日までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)により公告された賃貸借における賃借料水準(田10a当たり)は、以下のとおり。

(単位：円、件数)

地区名	平均額	最高額	最低額	賃借の件数	【参考】使用賃借(無償)による件数
鶴尾	—	—	—	0	6
太田	8,900	8,900	8,900	1	1
仏生山	2,900	2,900	2,900	1	20
多肥	2,300	6,600	1,500	8	34
一宮	3,400	5,800	2,900	12	42
木太	—	—	—	0	6
古高松	7,100	8,200	6,300	6	52
屋島	—	—	—	0	3
庵治	3,000	3,000	3,000	2	12
牟礼	—	—	—	0	30
前田	12,000	12,000	12,000	1	165
川添	1,400	1,400	1,400	1	133
林	8,100	12,000	3,700	3	147
三谷	8,800	10,700	5,000	9	123
香川	7,600	15,000	2,500	14	182
塩江	9,300	15,100	4,100	5	7
川岡	5,300	25,600	2,100	43	70
円座	3,200	7,900	1,000	7	62
檀紙	8,400	13,400	5,000	11	246
弦打	14,500	25,000	4,000	2	38
香南	4,400	10,500	1,000	62	225
鬼無	5,600	10,000	1,800	12	42
香西	5,600	21,500	1,800	14	8
下笠居	8,000	12,100	2,900	23	47
国分寺	6,700	23,000	700	47	152
十河	4,300	10,400	800	19	156
川島	6,700	15,000	2,000	18	186
東植田	4,000	5,000	2,000	3	69
西植田	10,600	21,700	5,000	4	163
合計	5,900			328	2,427

* 1 データ数は、集計に用いた件数である。

* 2 賃借料が米による物納の場合は、農水省物価統計のうるち玄米生産者価格で計算。

* 3 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

* 4 「合計」の平均額は、データ数による加重平均の値である。

* 5 「地区名」に記載の無い地区については、該当データ無し。